

五監公告第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

市民課

4. 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和6年10月30日～令和6年11月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

地域振興課市民係において、専用公印を2本所有し合併時の平成18年3月より使用しているが、公印台帳への登録及び告示が1本のみしか行われていない。

直ちに必要な手続きを行うとともに、五泉市公印規程に基づく適正な事務処理及び再発防止に努められたい。

(2) 所見

令和6年3月に策定された特定健康診査等実施計画（第4期）においては、特定健康診査実施率の低さが以前からの課題となっている。

満40歳以上の人の個人負担金無償化、健（検）診予約システムの導入、ナッジ理論を活用する受診勧奨などの新たな取り組みをPDCAサイクルに基づき実施するとともに、早期発見早期治療の重要性についても引き続き啓発し、市民自らが疾病の予防を心がけ健康的に生活することで医療費を抑制するという目的の達成のため、特定健診実施率向上事業を一層推進されたい。